

## 戰前及び戦後に於ける獨佛通商關係

中野清一

佛蘭西的「國家民族」の觀念と獨乙的「文化民族」のそれとの對立を思想的に、又社會史的に闡明しようと企てつゝあつた私は注目の範圍を更に擴げて獨佛關係の歴史的推移、現在の狀勢を瞥見する必要に迫られた。この必要から文献を漁つてゐる中に新著のクラウス・レェツフレル著「獨佛經濟關係並びに進展しゆく經濟的交錯の諸問題」(Klaus Loeffler, Deutsch-französische Wirtschaftsbeziehungen und die Probleme der steigenden wirtschaftlichen Verflechtung. 1934) を入手した。昭和九年十月末の事である。私はこの書物から文献上の種々なる便宜をうけたのみでなしに當面の問題についての極めて手頃な概念を與へられた。

レェツフレルのこの書物は第一部及び第二部から成る。前者は獨佛經濟關係の現狀を歴史的推移の姿を背景としつゝ展望せんとしたるものであり、後者は着眼を獨佛經濟關係の將來に移し以てその前途を或は好轉せしめ、或は閉鎖せしむると思はるゝ諸種の事情を丹念に吟味せんとしてゐる。而して第一部は更に分たれて商業貿易を論ずる部分と資本交通、人口交通を一括

して瞥見する部分とよりなる。第二部は獨り經濟的及び經濟政策的事情のみならず、自然地理的事情、心理的事情（著者は世界觀といふ表現を用ひてゐるが）、外交政策的事情をも精密に吟味してあり本書全體を通じて著者がより多くの重要さを賦與しつゝある部分である。

本文は右の中、第一部につき資本交通及び人口交通の部分を除く他の全部にわたつて略述紹介せんとしたものである。始め第二部のみを略述しようとして企てたが、この部分における立論の基礎はすべて第一部の中に與へられており、しかも第一部における著者の解釋を合せ紹介しつゝ第二部を要述する事は容易の業ではなかつた爲に第一部のみをとりあげた。第一部について商業貿易を論じたる部分のみの略述に限つたのはこれを除く他の部分はしかく重要な意義を有せずと考へられたからである。

—三五・五・一九—

## 第一 獨佛商業貿易の統計

次に掲げた第一表は獨佛兩國間の商品交易の状態を示したものであるが、これを見るに當つては次の諸點に注意を要する。ヴェルサイユ條約の結果兩國間にかんがりの領域移動（特にアルサス・ローレンスの佛國併合）が見られた爲に兩國間の商品交易状態には多大の推移があつたといふ事、戦後獨乙の對佛輸出中には賠償給付品が含まれてゐるといふ事、戦前と戦後との物價の比較、特に戦争最後の年と戦後第一年とのそれが戦争に伴ふ物價變動の爲に極めて困難な事情にある事、インフレ時代に於ける著しき價格變動の爲に輸出入額の舉示に關して信憑するに足る官廳報告が屢々缺けてゐる事、獨乙の對ザール地方輸出入は同地方がよし佛蘭西關稅圈内に編入されてゐるにしても、今猶佛蘭西國民經濟の有機的部分たるに到つてない點から見て、姑くこれを考慮外においた事即ちこれである。

第一一表 (1)

自 1910 至 1931 獨佛商品交易に關する獨乙側統計

年次	賠償給付及ザールを除く對佛貿易 (單位百萬 R.M.)		對佛賠償給付 (單位百萬 R.M.)	ザールを除く賠償給付佛國を包含む總額 (單位百萬 R.M.)	獨佛貿易差 (單位百萬 R.M.)	獨逸外國貿易に於ける佛國の地位 (歩合率)		獨逸外國貿易に於ける佛國の地位 (席次)	
	輸	入				輸	出	輸	入
1910	508.8	543.4	—	—	+ 34.6	—	—	—	—
1911	524.4	598.6	—	—	+ 74.2	—	—	—	—
1912	552.2	689.4	—	—	+ 137.2	—	—	—	—
1913	584.2	789.9	—	—	+ 205.7	5.4	7.9	5	4
1922	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1923	185.7	66.6	?	—	—	3.0	—	9	—
1924	694.4	114.0	?	?	—	7.6	—	3	—
1925	557.8	190.5	298.0	488.5	— 69.3	4.5	5.2	6	4
1926	377.6	257.7	400.5	658.2	+ 280.6	3.8	6.3	8	4
1927	306.4	198.3	363.2	561.5	— 244.9	5.7	5.2	4	4
1928	740.8	296.6	396.8	693.4	— 47.4	5.3	5.8	4	4
1929	641.9	448.5	486.1	934.6	+ 292.7	4.8	6.9	5	3
1930	518.7	678.6	470.0	1148.6	+ 629.9	5.0	9.5	4	—
1931	341.6	569.3	264.8	834.1	+ 492.5	5.1	8.7	4	3

戰前及び戰後に於ける獨佛通商關係

第一表 (ロ)

自 1910 至 1931 佛獨商品交易に關する佛蘭西側統計

年次	ザールを除き賠償給付を含む對獨貿易 (單位百萬法)		佛獨貿易額 (單位百萬法)	佛國外國貿易における獨逸の地位 (歩合率)		佛國外國貿易における獨逸の地位 (席次)		卸物價指數 (1914年7月=100)
	輸入	輸出		輸入	輸出	輸入	輸出	
1910	860.5	804.0	- 56.5	—	—	—	—	—
1911	779.7	794.6	- 185.1	—	—	—	—	—
1912	999.2	821.7	- 177.5	—	—	—	—	—
1913	1068.8	866.8	- 202.0	12.7	12.6	2	3	102
1914	614.4	511.2	- 103.2	—	—	—	—	104
1915	7.9	—	—	—	—	—	—	143
1916	5.6	—	—	—	—	—	—	192
1917	5.7	—	—	—	—	—	—	267
1918	5.0	—	—	—	—	—	—	346
1919	755.3	1559.5	+ 804.2	2.1	13.1	9	2	364
1920	2667.9	1502.1	- 1165.8	5.3	5.5	5	5	520
1921	2614.7	1876.9	- 737.8	11.5	9.5	3	4	352
1922	1446.0	1969.8	+ 523.8	5.4	9.2	4	4	334
1923	1173.9	1079.8	- 94.1	3.6	3.5	7	6	428
1924	2051.3	3959.0	+ 1907.7	5.1	9.3	5	3	499

1925	2346.1	3832.6	+ 1486.5	5.3	8.2	5	3	561
1926	4924.6	4383.9	- 540.7	8.3	7.4	3	3	718
1927	4170.3	6630.4	+ 2460.1	7.9	12.0	3	3	630
1928	4958.7	5680.9	+ 722.2	9.3	10.8	3	3	634
1929	6613.0	4743.6	- 1869.4	11.4	9.5	2	3	623
1930	7906.1	4153.9	- 3752.2	15.1	9.7	1	4	543
1931	6132.8	2748.4	- 3384.4	14.5	9.3	1	4	462

## 第二 獨佛商業貿易の構成

### 一 戰 前

戰前、兩國間の商品交易は政治的軋轢にも拘はらず世界貿易の進展よりも速かな歩調を以て上昇の一途を辿つてゐた。兩國外國貿易總額に對する兩國間貿易額の割合を佛國側統計によつて表示すると第二表の如くである。兩國交易の發展は特に一九〇九年乃至一三年に於て著しいものがある。この第二表及び次の第三表は戰前十年間に於ける兩國の經濟的發展速度の相違、獨乙經濟の著しき躍進を明瞭に示してゐる。一九一三年迄の發展を見ると獨乙は佛國輸出入關係國中英國に次いで第二位となつており、佛國全植民地を考慮に入れると佛國外國貿易總額の一割三步弱を占めており、佛國は獨乙輸出入關係國中輸出に於て第四位、輸入に於て第五位にあり獨乙外國貿易總額の六歩六厘を占めてゐる。

第二表

	1910	1913	増加率
(單位百萬法)			
佛國輸入總額	4697.8	8421.3	79.2
中、獨乙よりの輸入	427.0	1068.0	150.4
佛國輸出總額	4108.7	6880.2	67.6
中、獨乙向輸出	465.2	866.8	86.3
(單位百萬馬克)			
獨乙輸入總額	5765.6	10769.7	86.8
中、佛國よりの輸入	465.2	866.8	86.3
獨乙輸出總額	4611.4	10094.9	119.2
中、佛國向輸出	427.0	1068.8	150.4

第三表

獨乙輸入總額增加率	1909/13	26.3
佛國輸入總額增加率	1909/13	34.8
獨乙對佛輸入增加率 (佛國對獨輸出增加率)	1909/13	20.4
獨乙輸出總額增加率	1909/13	53.0
佛國輸出總額增加率	1909/13	20.3
獨乙對佛輸出增加率 (佛國對獨輸入增加率)	1909/13	73.6

二戰 後

イ。ヴェルサイユ條約締結前

一九一六年六月のパリ經濟會議はその決議事項第三部門に於て一方「聯合國間相互援助及び協働に關する恒久的方針」を樹立すると共に他方獨乙をして平和條約によつて掲げられた諸條件を忠實に遵奉せしむる爲の保障とする爲に經濟的援助を斷つて壓迫を加へ經濟的復興を妨げて以て世界市場より排斥するの方途に出ようとした。然し休戰協定成立後幾許もなく聯合國特に佛蘭西の政治的意圖と經濟的諸事情との間のチレンマが明らか

かになつて來た。獨乙を競争國として再び起つ能はざるに到らしむる必要と債務國として維持せしめて行かねばならぬ必要との間の矛盾が即ちこれである。デライジイはこのデレンマを犀利にも次の様に説明する、「獨乙は佛蘭西にとつて債務者でもあれば競争者でもある、従つてとるべき立場には二つがある、一つは競争者を完膚なき迄に打挫く事である、——然しこの事は債務辨濟を見捨てる事であり佛蘭西國民の租稅負擔を増加せしむる事を意味する、他の一つは債務者をして辨濟可能な地位に導く事である、然しこれは競争者をして再びその販路擴大の可能を許容する事でありその生産設備に於て倍加したフランス大工業の發展を阻礙する事を意味する<sup>1)</sup>」然し一九一八年に到つてバルト海地方をも含む封鎖領域の確立に成功した聯合國側は同年十一月休戰協定中にこの協定有効期間中獨乙に必要な限度内の生活資料を提供する用意ある旨を表明すると共に佛蘭西はその荒廢せる工業部門の復興並びに新工業部門の維持發展の爲に必要な諸原料（石炭並びにその副産物、化學製品、窒素）にして獨乙のみ供給しうる物についてはこれを購入する旨を明にした。このために獨佛間の經濟交通は極めて迅速に再開始されるに到つたのである。その状況の大體を示すと一九年度に於て佛國の獨乙よりする輸入は七億五千五百萬法、同二十年度には二十六億六千七百萬法、佛國の對獨輸出は一九年度十五億五千九百萬法、二十年度十五億二百萬法となつてゐる。（卸賣物價指數は一九一四年七月を一〇〇として一九年は三六四、二〇年は五二〇）

今この交易狀況の内容に立入つてその主なる商品項目を表示すれば次の如くである。

1) Delaisi, Francis : Die Bilanz der wirtschaftlichen Kräfte Frankreichs in „Deutschland und Frankreich. Ihre Wirtschaft und ihre Politik 1923/24.“ Hrsg. R. Kuczyuski, Berlin 1924, S. 22.

第 四 表

(單位千法)

	1919	1920
佛國の獨乙よりの輸入		
石炭及コークス	490,916	910,721
木 材	37,297	153,326
鐵 及 鋼 鐵	37,043	—
機 械 及 部 分 品	36,977	475,039
金 屬 製 品	32,477	162,490
染 料	13,098	116,918
磁 器 及 硝 子	13,965	68,793
化 學 製 品	—	76,892
自 働 車 車 體	—	89,484
佛 國 對 獨 輸 出		
綿 織 物	341,217	255,325
洋 服 及 既 製 品	210,944	51,781
絹 織 物	162,222	64,312
金 屬	92,831	109,046
綿 糸	89,213	66,882
毛 織 物	69,971	46,697
香 料 及 石 鹼	50,974	11,888
毛 皮	42,133	82,189
羊 毛 及 羊 毛 屑	—	143,844

ロ。ヴェルサイユ條約締結後

ロの一、ヴェルサイユ條約の獨佛商品交易に及ぼせる直接の法的及經濟的影響

(i) 恒久的及び一時的領域移動——一九一九年六月の平和條約第五十一條によりアルサス・ローレンスは佛國の所有に歸した。その結果約百七十萬の人々が佛國國民經濟の中に編入せらるゝ事となり、佛國總人口は略五歩の増加を見るに到つた。原料産出に於て豊かであるのみならず高度に發達せる工業地帯たりし同地方の移讓が關係兩國に齎した影響は極めて大きい。今同地方が佛國經濟中に於て占むる地位を各種生産物について窺へば次の如くである。

第五表

種 目	年 度	佛國全生産額 又は所有數	ア・ロ州生産額 又は所有數
馬 鈴 薯	1928	112,640,000	9,261,000
ホ ッ プ	1909/14 (平均)	31,570	—
	1920/29 (同)	44,350	—
煙 草	1909/14 (同)	211,400	—
	1920/29 (同)	261,200	—
石炭及無煙炭	1928	51,365,247	5,554,660
加 里	1928	411,000	411,000
	1930	507,000	507,000
石 油	1928	73,909	71,724
鐵 鑛	1928	49,191,300	20,404,200
銑 鐵	1928	10,072,000	3,659,000
生 鋼	1928	9,479,491	3,007,535
熔 鑛 爐 數	1929	155	49
紡 績 錘 數	1920	9,400,000	200,000
	1928	9,770,000	?

方の占むる地位を示せば第六表の如くである。(本表は一九二三—二七の間のみを現してゐる。二三年以前には價格低落のために適確なる數字を得難く、又二七年以後には同地方の貿易のみ特にとり出して統計を示す事が廢止せられたからである。) なほアルサス地方の獨佛向輸出品目の主なるものを表示すれば第七表の如し。

獨乙は同地方を喪ふた事によつて甚大な打撃を蒙つた。打撃の第一は鐵産額の七割五歩を失ふた事である。その二は獨乙がアルサス地方織物工業に大部分の供給を仰いでゐた物資の購買に於て不利なる條件の下にたつ事を餘儀なくされた事である。尤もアルサス・ローレンス地方の對獨輸出品については平和條約の効力發生後五ケ年間は無關税を以て輸出を許容されはしたが。——今獨佛商業交易上同地

第 六 表

(單位千 R. M.)

年 次	アルサス・ローレンス を除く獨乙の對佛貿易		獨乙の對ア・ロ州貿易	
	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出
1923	63,727	60,540	121,970	6,068
1924	220,146	101,795	512,027	12,180
1925	361,922	159,465	209,001	30,874
1926	297,461	625,621	80,196	32,571
1927	596,110	477,188	182,752	84,361

第 七 表

(單位百萬 R. M.)

		1923	1924	1925	1926	1927
毛 絲	1.	8.67	44.51	52.15	40.65	97.70
	2.	7.14	27.78	23.89	18.42	26.56
綿 絲	1.	8.23	38.01	10.34	3.22	43.44
	2.	8.14	36.75	5.51	1.81	11.66
毛 織 物	1.	20.45	88.84	27.23	6.19	11.91
	2.	20.25	88.36	25.04	3.66	5.85
綿 織 物	1.	38.41	215.77	57.80	11.74	79.75
	2.	38.32	215.16	52.71	7.55	47.43
棒鐵及鑄鐵	1.	6.45	13.40	10.66	6.99	20.74
	2.	6.29	13.36	9.34	5.74	17.34
ホ ッ プ	1.	1.19	8.46	14.04	9.54	3.12
	2.	1.17	8.17	10.69	7.09	2.31

(本表左側 1. 2. の 1. は佛國の對獨輸出  
2. はその中ア・ロ洲の分である。)

平和條約は右の如き恒久的領域移動の他に尙一時的の領域移動を規定した。かくして同條約四十五條乃至五十條の規定に従ひザール地方は一時佛國の所有する所となつた。尤も條約効力發生後五ヶ年は同地方の對獨貿易は無關稅の條件でなされる事を許したが、この期間經過後に到つても同地方の獨乙に對する關係は依然密接

なるものがあり、これを佛國關稅圏に強制する事は却つて佛國自身に不利を齎す如き事情にあつた爲、二五年

第 八 表

(單位百萬 R. M.)

年 次	獨乙の對 ザー ル 出	獨乙のザ ー ル よ り 入
1923	60.8	116.6
1924	79.6	70.0
1925	133.7	70.7
1926	139.0	54.2
1927	230.3	80.8
1928	220.8	115.4
1929	202.0	142.8
1930	163.8	169.3
1931	112.3	138.7

七月に到つて同地方に關して從來通り自由なる對獨交易を許容する事を目的とする特別規定を設くるに到つた。この特別規定の許容にも拘はらず一方に於ては法貨を以て諸費用を支拂ひ、マルク貨を以て商品を賣却せねばならぬ事に伴ふ損失、他方に於てはマルク貨低落の爲めに同地方への獨逸商品輸入には煩雜なる手續が伴つた事によつてザール地方經濟は暫く不安定なるまゝに推移せざるを得なかつたが、同地方の對獨貿易は極めて活潑に營まれてゐるのを見る事が出来る。

(第八表参照)

(ii) 賠償金

平和條約によつて課せらるゝ事となつた賠償金支拂の義務が獨乙に齎らした影響の全面についてはこゝでは立入らず唯この辨濟義務と獨佛商業貿易との關係のみを述べてみよう。二つの事がいはれうる。先づ第一に巨額に上る賠償金の正金を以てする辨濟は關係兩國の經濟を阻礙せずにはおれなかつた爲に漸次に商品給付の形をとつて辨濟が營まるゝ様になつて來た。この點については後に更めて説く。第二に賠償義務を負ふた事の結果として商品輸出が増進せしめられた。賠償金支拂については四つの可能な道が考へ得られる。貿易差額を有利ならしむる事、勞役提供、資本輸入、外債募集の四である。右の中第二の道はその齎しうる額に於て巨額の

第九表

1927/31 獨佛貿易差額

(單位百萬 R. M.)

(純商品交易のみにつき)

年次	獨乙貿易差額	獨佛貿易差額
1927	- 2,960	- 244.9
1928	- 1,285	- 47.4
1929	- 44	+ 292.7
1930	+ 1,563	+ 629.9
1931	+ 2,782	+ 492.5

いは後に觸れる時がある。

(iii) 賠償物品給付

獨乙商業貿易に重要な影響を及ぼしたものは平和條約規定による賠償物品給付の義務であつた。それも當初は荒廢地帯再建に直接必要な物資の範圍を出なかつたが、二一年のロンドン議定書の成立以後は直接必要の範圍を超えた物品給付が要求せらるゝ事となつた。かくして給付すべき義務を有する賠償物品の範圍は次の如く三部類にわたる事となつたのである。その一は獨乙によつて押收せられ又は破棄せられた凡ての畜類、機械並びにその部分品等である。その二は荒廢地帯再建に必要な物資、例へば建築材料、機械、暖房設備、什器等の如きである。第三は佛國工業の維持發展のために必要にして佛國內に於ては充分に供給し得ざる如き種類の物資である。今この第三部類の物資給付に關して若干の事を敷衍しておく。先づこの部類の第一として化學工

賠償金に比すれば問題にはなり得ず、第三の方法も戦後の獨乙にとつてはこの方途に訴ふる事を充分に許容されてゐず、残る可能は第一及び第四の方法であるが、世界的不況の進展につれて第四の方法のみ残さるゝ様になつて來た。第九表にみる如く獨佛間貿易差額が一九二七年を境として爾後極めて強く獨乙側に有利に展開されつゝあるのはこの間の消息を物語つてゐる。獨乙全輸出の躍進率よりも對佛輸出のそれの方が遙かに高度である事、換言すれば佛國がこの點に於て特殊な地位にたちつゝある事の原因につ

業製品が要求せられた。色素及び化學藥品に關しては獨乙に現存する全數量の五割迄、將來の製品についてはその二割五歩迄の引渡しが要求せられたのである。但し色素製品のみについては二八年に到つて給付に關する特別規定が廢止せられた。この部類の第二としては燃料がある。石炭、コークス及び石炭よりの諸種副産物の給付義務が獨乙に齎らした影響は尠くなかつた。佛蘭西にとつて石炭問題は異常に腐心した問題であつた。戰前例へば一九一三年度の佛國の石炭、無煙炭、褐炭の産出は四千萬噸、輸入超過は二千八百萬噸に上つてゐる。一〇年から一三年に到る年平均消費量は六千百萬噸であつたが、それが工業の擴大發展にも拘はらず一五年戰時中には四千萬噸に又一八年には四千百萬噸に、更に二十一年には五千百萬噸に減少してゐる。従つて佛國にとつては將來の爲に充分な石炭供給源を確保しておく事が死活問題であつた。なるほどア・ロ州の合併は約一割方内國における産額増加を齎したが、他方ローレンス地方鐵工業を擁するに到つた點を考へるとこの合併によつて佛國は石炭供給の點に於て愈々他國に依存する状態に陥つた。その故に佛國はザール炭田の十五ヶ年領有の主張を貫徹する事によつて焦眉の急を救はうとした。が然しザール領有によつて約千三百萬噸の石炭供給を確實に시켰とはいつても、なほ充分ではない處からして最後に要求せられたのが獨乙に石炭給付の義務を課する事に外ならなかつた。これによつて獨乙は年々最高限度二千七百萬乃至千五百萬噸の給付義務を負ふ事となつた。勿論事實における給付はこの最高限度迄達する事はなかつたが、それでも獨乙の對佛石炭輸出は貿易額中の重要品目たるを失つてゐない。(第十表)

なほ賠償給付品の獨乙商品交易に對する關係を表示すれば第十一表の如くである。

第十表  
1925/31 獨乙の對佛石炭輸出

(ザールを除く：單位千噸)

年次	石炭	コークス	煉炭
1925	5,789	4,366	380
1926	8,467	4,690	536
1927	5,643	3,323	397
1928	4,597	3,728	472
1929	5,260	3,418	601
1930	5,359	2,793	598
1931	5,141	1,929	662

第十一表

(單位百萬 M. R.)

年次	佛國の 賠償給付 品額	賠償給付 品を除き たる對佛 輸出	對佛全輸 出に對す る賠償給 付額の割 合
1925	297.99	190.51	61.0%
1926	400.49	257.70	60.9
1927	363.19	198.30	64.6
1928	396.82	296.60	57.2
1929	486.07	448.50	52.0
1930	470.00	678.60	40.9
1931	264.76	569.34	31.7

(iv) 商業政策的諸規定

獨佛商品交易に影響を及ぼしたのものとしては領域移動並びに賠償給付の外に諸種の商業政策的規定がある。先づ第一に平和條約によつてこの點に關し規定された事は、五ヶ年間聯合國側に無制限且つ一方的最惠國條款を許容するといふ事であつた。然しこの規定は獨り獨乙をして商業政策確立に困難ならしめたのみでなしに、條約關係諸國間にも經濟關係上の不安定を齎らした爲め、聯盟理事會は該規定の遂行を躊躇し、その後一九二五年に到つて空文に歸した。第二に佛國の輸出製品のあるもの（農園、菜園、牧場諸産物、葡萄酒等）に對しては三ヶ年間、一九一四年七月三十一日現在以上の關稅率を賦課しえざる事が規定せられた。從量關稅と貨幣

價值下落に伴ひ騰貴せる物價との間の懸隔が極めて大きかつた爲めに、この規定の結果は當該輸出品の輸入過多となつて現れた。第三にア・ロ州の未製品、精製品に對しては五ヶ年間無關稅で獨乙への輸出が許容せられた。この規定が同地方製品の輸出を促進した事はいふ迄もない。

ロの二、獨佛商品交易に影響を及ぼせる他の諸作因

(i) 政治の直接的影響——政治は一般の經濟生活、從つて又外國貿易に直接間接影響を及ぼしてゆく。その間接的な作用は商業政策、商業條約等を通して現らはれてゆく。獨佛商業貿易との關係におけるこの政治の間接的な作用に就いてはその一部分はイに於て述べたし他のものに就いては後に述べる。茲ではこの點に關する政治の直接的影響のみについて概觀する。一般に政治的關係は一種の輿論を作り出す事によつて個々の經濟主體の外國貿易の分野に於ける經濟活動を一定の方向に或は阻め或は促してゆく。戰後獨佛間の政治的緊張、軋轢が直接に兩國間商品交通の態容を著しく左右してゐる事は論をまたない。特に戰後間もなくにあつては一方佛國が聯合國側との戰時に於ける協調をそのまま平和恢復後も持續しようとする政治的努力、他方獨乙が能ふ限り佛國製品特に奢侈品の輸入を政治的に防遏しようとする意圖によつて兩國間の交易は著しく阻礙せられてゐるのを見る。獨り戰爭終結直後のみではない。一九二三年に於ける交易の著しき減退はルール地方占領によつて經濟交通が事實上不可能ならしめられた事に基く以上に占領の事實が政治的反抗の雰圍氣を一般化し、相手國商品のボイコットに人々を驅りたてた事に原因してゐる。

(ii) 佛國の對獨貿易政策——戰前佛國の貿易政策は非最惠國約款國に對しては一般關稅（最高關稅）を、最惠國約款國に對しては最低關稅を課する事を根本方針とする一八九二年の關稅法規に基いてゐる。一九一〇年

に及んでの工業製品に對する關稅率引上げは主として獨乙並びに亞米利加に於ける工業發展の事實を目標して試みられた。戰後における經濟事情の變化は佛國をして一九一八年四月、六十四ヶ國との新約款締結を餘儀なくせしめた。その結果最惠國約款に代ふるに一般關稅規約が支配的なものとなつた。然し戰前にあつては平均一割五歩乃至二割に當つた一般關稅率を貨幣價值の下落のために四歩乃至六歩にしかならぬ所から、この不利を補ふべく係數制度が採用せられた。後聯合國並びに中立國側よりする係數制度による一般關稅の引上げに對する抗議を考慮し互惠方針に出でようとし、一九一九年七月に到つて一般關稅の緩和を圖らうとする新法規の制定を見るに到つた。この新法規の適用によつて佛國は一切の諸國に對して平等なる讓歩に出づる事を要せず、逆に一切の讓歩に對してはそれに対応する反對讓歩を要求しうる事とし自國の有利を企圖しようとしたが、事實は豫想に反し貿易政策の實踐を著しく煩雜且つ不徹底のものたらしめ、勢ひ「各國との恒久的契約關係を妨げた。」<sup>2)</sup>かくして一九一九年より二七年に至る間は相互に全く異なつた性質を有する商業條約の締結改訂が頻繁になされてゐるのを見る。その間勿論方針統一への要求が佛國自身に於て幾度か現れたが、その都度その實現を妨げたものは幣制の不安定に外ならなかつた。その間、二五年度に於て貿易政策上の自主權を回復した獨乙は相互的最惠國約款の締結を希望したが佛國は讓歩を肯んぜず、二五年一月以降暫くは兩國間には自由關稅率の適用が支配的である様ないはゞ無條約状態が續いたが、只重要輸出品目の交易を容易ならしむる範圍内に於て多少の妥協が見られた。而して法貨の安定と共に兩國經濟の特殊なる事情に適應すべく最惠國約款と互惠條約との中間をゆく貿易條約が暫定的に締結せられ、佛國側よりする農産物、織物等の輸出に對しては獨乙は最惠國條件を許容し、又獨乙よりする陶器、機械、化學製品等の輸出に對しては佛國は最低關稅を賦課する事となつ

2) Högel, Max, „Die auswärtige Handelspolitik Frankreichs nach dem Kriege“, Jena 1929, S. 44.

た。二七年に及んで獨佛間に諒解が成立し、佛國は戰後始めて最惠國條件を承認する事となり唯その完全なる實施は二八年十二月以降と定められた。この更新せられた佛國の關稅政策の全貌を瞥見すると、その主眼とする所依然として佛國に傳統的な内國市場の保護にあるのを見出すが、その色彩はそう露骨ではなく多分に緩和せられてゐるのに氣づく。この事はいふまでもなく戰爭並びにア・ロ州の合併によつて佛國經濟の構造上の重點が農業部門から工業部門に推移した事、内國に於ける消化力はなほ不充分であり輸出にまつ事多きを加へた事に基くものである。だが然し最惠國條件の許容と共に一方に於ては佛國の貿易勘定は逐年不利となつたよめに保護を要求する聲が一般的となつて來た。といつても關稅政策を全面にわたつて修正する事は不可能でもあり不利でもあつたよめに割當制度の便法によらうとした。この便法は勿論過渡的なものである筈であつたが事實に於ては、特に農産物に對してはダンピング關稅たる機能を發揮し後には各種商品の輸入に對して同様の効果をもつ様になつて來た。然しこの割當制による保護政策はその後充分の効果を擧げ得ず、なる程、例へば三二年最初の五ヶ月間は輸入に於て前年同期に比し約三割五分を制限し得たが、輸出も又三割八歩方減少の破目を見るに到つた。かくして輸出工業特に織物工業部門よりして割當制度緩和の要求が提出せられるに到つたが、その急激なる實施は内國工業の地位を危殆に陥らしむる虞れがあるために容易に實現せられず、現在の所この制度をそのまま擴大する事なくして現狀を維持する状態にある。

(iii) 幣制不安定の影響——獨乙マルク貨の下落は論理的には獨乙貿易勘定を有利ならしむべき筈であつたが事實は全貿易についても又對佛貿易についても期待された程ではなかつた。その理由は第一に獨乙輸出品の大部分はインフレーション時代に於て世界各國共過剰生産の氣味にあつた工業製品であつた事、第二にこの工業

製品の原料はその供給を大部分諸外國に仰がねばならぬものであつた爲に輸出増加は必然的に輸入増加を伴つた事、第三に外國市場における「マルク貨に對する嫌惡」の氣味が濃厚であつた事、第四に特に對佛關係に於ては佛國はヴェルサイユ條約によつて對獨輸出に於て尠からざる恩恵を享受しつゝあつた事等である。マルク貨の下落は二十年乃至二二年にかけて獨佛商品交易を著しく阻礙してゐるのを見る。之に反して二十四年より二十六年乃至七年にかけての獨佛貿易勘定における獨乙側不利の狀態は法貨下落に主として基く。事實二四年に入つて佛國貿易の活潑さは一八七五年以來始めての事でありこの狀態は二七年迄續いてゐる。貨幣價值と外國貿易との關聯を最もよく示しつゝあるものは二四年度の佛國外國貿易の狀態である。最初四ヶ月間に於ては一月一億八千八百萬法の入超であつたものが二月二億五百萬法、三月七億三千二百萬法、四月七億三千五百萬法の何れも出超に轉化してゐる。しかも四月法貨騰貴と共に輸出は減退し六月に入つては早くも二億五千六百萬法の入超を見せてゐる。なほ一九二七年に到る佛國外國貿易、特に對獨貿易の有利なる狀態はすべて爲替相場に直接關係をもつものとみる事は出來ず、法貨下落の直接なる現れとみるべきものは二三年半ばより二六年半ばにかけての間の事とせねばならぬ。

(iv) 景氣變動の影響——一九二〇年から二六年にかけての獨佛貿易が幣制不安定に左右せられてゐる事上述の如くである。處で二六年以後世界不況一般化に至る迄の間の獨佛兩國に於ける景氣變動狀況を見ると戰前に比して並行性が現れてゐない。一九二八年に至る迄の獨乙側對佛貿易の不利、二八年以後同上の有利といふ形で現れてゐる獨佛貿易の相對反する動きはこの間の消息を反映してゐる。佛國は二六年の終りから二七年に入つても猶、「安定後の危機」の狀態を示してゐるのに反して、獨乙は二六年秋以後二七年秋にかけて購買力の

第十三表

1929/31 輸出入差額狀況

年次	獨乙全 貿易勘定 (單位百 萬馬克)	對佛貿易 勘定 (單位百 萬馬克)	佛國全 貿易勘定 (單位百 萬法)
1929	+ 36	+ 292.7	- 8,081.4
1930	+ 1,643	+ 629.9	- 9,514.7
1931	+ 2,871	+ 492.5	- 11,808.0

第十二表

1926/28 輸出入差額狀況

(單位百萬馬克)

年次	獨乙全 貿易勘定	對佛貿易 勘定	佛國全 貿易勘定
1926	+ 414	+ 280.6	+ 79.6
1927	- 3,346	- 244.9	+ 1,874.9
1928	- 1,725	- 47.4	- 2,060.9

戦前及び戦後に於ける獨佛通商關係

増進著しきものがあり、獨乙全貿易勘定及び對佛貿易勘定に於ける輸入超過の現象が結果してゐるのを見る。(第十二表) 二七年秋以後獨乙は二九年秋迄は徐々に、それ以後は急激に景氣の下降が現れてゐる。之に反して佛國は二八年、二九年共になほ景氣上昇の狀況にあり、三十年に入つてもなほ現状維持、三十一年に及んで漸く獨乙及び他の諸國と歩調を一にしつゝ一般的不況の中にまきこまれるに到つた。(第十三表) なほ第十二表に見る如き二六年度に於ける獨乙對佛貿易出超の現象は一つは同年前半における獨乙の不況、後半における佛國よりの輸入減退に基き又第二には英國に於ける鑛山労働者同盟罷業の爲に獨乙の對佛石炭輸出が増加した事によるものである。以上瞥見した如き兩國に於ける景氣變動の狀況及びその兩國間貿易への影響についてこの景氣變動を表現し、貿易狀況を説明する諸種の經濟的作因、即ち購買力の動き、價格變動、獨乙における輸出必要の増進に就いて細述してみよう。

先づ購買力に就いて見る。戦後獨乙が資本力に乏しい國となつた事の原因については茲で詳述する暇をもたないが大體に於て、戦前獨乙が諸外國に於て所有した資産の大部分を失つた事、インフレーション、賠償負擔、失業増加等を擧げる事が出來よう。これらの諸事情の爲に獨乙の購買力は

第十四表  
1527/31 獨佛物價指數  
(1927 = 100)

年次	獨	佛
1927	100.0	100.0
1928	101.5	100.0
1929	99.3	98.4
1930	90.6	85.7
1931	80.5	73.0

著しく減退せざるを得なかつた。尤も獨乙の戦後に於ける輸入總額及生活程度を反映する或種奢侈品の消費状態を戦前のそれに比較してみると一見戦後に於て却つて購買力が増加したかを物語つてゐる様に印象される。然も仔細に立入つて見るならば一九二五年から二八、九年にかけての獨乙の輸入超過、奢侈品消費量の増加等は大部分所謂「保護せられたる資本力」の結果である事に氣づく。この期間に於ける長期負債は極めて莫大なるものであり短期のそれさへも投資、生産手段購入の爲めに利用せられてゐるのを見る。シュンペーターはこの點を説いてインフレーション時代より一九三一年に至る間の獨乙全輸入及び對佛輸入の消長は一に外債のそれに直接並行しつゝある事を指摘してゐる<sup>3)</sup>。従つて一九三〇年資本輸入の流れが止ると共に輸入の減退が見られてゐるのであり、他方この間に於ける輸出増進は負債償還の必要に基いてゐるものと解すべきである。翻つて佛國を見るに佛國は戦争による損害、インフレーションにも拘はらず戦後の購買力はかなり強かつた。佛國

人の資本蓄積能力、戦債と賠償との有利なる結合、人口數の現状維持等の事情をその理由として思ひ浮べる事が出來よう。資本輸出は心理的理由からして好まれません、大部分の資本は全保有量として銀行に死藏せらるゝか又は内國に於ける購買力として止つた。一九二八年から三一年に至る間の佛國輸入の顯著なる増加はかなりの程度迄この購買力増加の結果と考へられる。

第二に價格變動の點に就いて見よう。一九二七年以後卸賣物價の變動はかなり兩國に於て並行しつゝ變動しており多少佛國に於て弱

3) Siehe: „World Depression and Franco-German Economic Relations“, Beitr. v. Schumpeter, Jos.: A. German View; in „Lloyds Bank Ltd., Monthly Review“, march 1932, Supplem. Number, S. 23.

第十五表  
1927/30 棒鐵の物價指數  
(1927 = 100)

年次	獨	佛
1927	100.0	100.0
1928	104.1	114.0
1929	105.2	123.7
1930	103.5	106.5

商品及び原料より得られたるものであるに反し、獨佛交易場裡に現はるゝものゝ第一を占むるものは原料に要する費用よりは勞銀としての費用が主なるものである如き工業精製品であつたといふ事である。勞銀に關しては一九二六年から二七年にかけて兩國の狀況は異なつた動きを見せてゐる。三一年終りから三二年始めにかけて獨乙に於ける勞銀は大體安定し既に始まつた一般卸賣物價の下落に極めて徐々と追隨してゐるにすぎぬ。これに反して佛國は二六年から二七年にかけて騰貴しつゝありこの勢は三一年に迄及んでゐる。この兩國に於ける勞銀の開きが獨乙の輸

氣に見える。(第十四表) この事實からして獨乙の對佛輸出は寧ろ困難ならしめられると推定せられるが、次の如き二つの原因よりしてこの物價變動の狀況は獨乙の對佛輸出の可能性の問題に對してしかく決定的意義を示すものではなかつた。第一に對佛輸出品中の主要品目はこの上述の如き一般物價の變更とは異なつた動きを見せてゐる事である。例へば鐵についてみるに第十五表の如くである。第二に一般物價指數は主なる世界流通商品及び原料より得られたるものであるに反し、獨佛交易場裡に現はるゝものゝ第一を占むるものは原料に要する費用よりは勞銀としての費用が主なるものである如き工業精製品であつたといふ事である。勞銀に關しては一九二六年から二七年にかけて兩國の狀況は異なつた動きを見せてゐる。三一年終りから三二年始めにかけて獨乙に於ける勞銀は大體安定し既に始まつた一般卸賣物價の下落に極めて徐々と追隨してゐるにすぎぬ。これに反して佛國は二六年から二七年にかけて騰貴しつゝありこの勢は三一年に迄及んでゐる。この兩國に於ける勞銀の開きが獨乙の輸出可能を増進した事はいふ迄もない。而して佛國に於ける勞銀騰貴はその基く所、小賣物價の騰貴即ち生計費の騰貴にある。一般には生計費は卸賣物價の變動に徐々として追隨してゆくといはれてゐるが、この點佛國は一九二七年から三十年、三十一年にかけて生計費は卸賣物價に對して對反的な動きを見せてゐる。(第十六表)第十六表に窺はれる如き佛國に於ける生計費の騰貴は二つの事情に原因する。その一はインフレーションでありその二は割當制度による自國産業の保護政策である。一九三一年には佛國の全保有量は全歐羅巴の略四割三

第十六表

(1927 = 100)

年次	生計費指數		卸賣物價指數
	獨	佛	佛
1927	100.0	100.0	100.0
1928	102.7	100.9	100.0
1929	104.5	108.0	98.4
1930	99.8	113.3	85.7
1931	92.1	110.7	73.0

歩に達しており爲めに物價騰貴が結果されたのであり、他方保護政策の結果として外國商品による壓迫の減退によつて同様物價騰貴が見られるに到つたのである。勿論獨乙の對佛輸出を増進せしめた事情としては勞銀の低廉、生計費の低廉の外に所謂産業合理化の努力を擧げねばならぬであらう。

第三に輸出増進の必要についてみる。既に賠償給付義務の結果として獨乙は極力輸出の増進を企圖せねばならぬ事情に置かれた事については述べる所があつた。又獨乙に賠償義務を課する事によつて各國が獨

乙の支拂能力を援助づけてゆくべきか、それとも又獨乙の輸出活動を能ふ限り防遏するの策に出づべきかのデレンマの前におかれた事にも觸れておいた。ローザンヌ會議はいふ迄もなくこのデレンマを解かうとしたものであつたが、これに先立つて諸國は既に中間的方策をとり一方賠償支拂を要求すると共に他方當然獨乙より來る輸出壓迫に對しては種々な保護策を講じつゝあつた事が注目を惹く。しかもこの様々なる保護政策にも拘はらず獨乙の輸出超過は斷えず増進したといふ事實は輸出必要が如何に大であつたかを物語るものである。なほ獨乙が諸外國に對する

第十七表

獨乙輸出入狀況歩合率

(1927 = 100)

年次	總輸入	佛國より の輸入	全輸出	對佛 輸出
1927	100.0	100.0	100.0	100.0
1928	98.9	91.9	113.4	123.6
1929	97.4	79.5	123.1	166.6
1930	75.3	64.3	109.9	204.7
1931	48.7	42.4	87.6	148.7

第十八表  
1930年に於ける交易品  
噸當り價格(單位 R. M.)

品目	佛對獨輸	獨對佛輸
織物	12,404	8,539
木材及製品	3,524	850
ラス製其他品	3,525	2,501
木ガラス製其製	48,113	14,335
靴の革		

よりは特に對佛關係に於てより多く輸出し、より少く輸入した事實(第十七表)はその基く所佛國が他國よりも遅れて世界危機にまきこまれて行つた事情に存するのみでなしに、獨佛商品交易の狀態が景氣變動に際して各々異なつた反動の姿を示す如きものであつたといふ事情にもよつてゐる。即ち獨乙の對佛輸出の約五割近く

は石炭、コークス、機械及び鐵製品であり、之に反し佛國の對獨輸出の四割近くは消費財、いはゞ奢侈品であつた。この點を姑く別としても同一品目が交易せらるゝ場合にあつても佛國はより高級品を、逆に獨乙は中等品をそれぞれ相手國に輸出する狀況にあつた事を想ひ合はすべきであらう。(第十八表)

右の如き二つの事情を合せ考へると佛國より獨乙へは品質優良なるもの、いはゞ輸入を手控へしうるもの、之に反し獨乙より佛國へは必要なるもの、その比較的廉價なる點に於て輸入せらるゝものがそれぞれ輸出せられる事となる。しかも不況の深刻化と共に最も強く打撃を受くるものは輸入を手控へしうる、高級品の輸出に據りつゝある國である事を想起するならば、佛國はその對獨關係に於て不利なる事情にある事を指摘しうる。